

保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーションの皆さまへ

## 「横浜市の小児医療費助成事業に係る対象年齢の拡大について」

横浜市が実施する小児医療費助成事業について、令和8年6月診療分（7月提出分）から、次のとおり対象年齢の拡大を行います。

### 【変更内容】

対象年齢を「中学3年生まで」から「18歳年度末まで（※）」に拡大します。  
レセプト請求方法は従前と同様です。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

### 【対象医療機関等】

神奈川県内の保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局、訪問看護ステーション

## ■ 制度概要

年齢	0歳～18歳年度末 (令和8年5月31日までは、0歳～中学3年生)
助成対象	入院・通院
対象となる費用	保険診療の自己負担額
一部負担金・所得制限	なし

## ■ 対象者の小児医療証について

新たに対象となる方（※）には、5月中に医療証をお送りします（申請不要）。

※ 令和8年4月25日時点で横浜市に住民登録がある方。

4月26日以降に転入手続を行う方は、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」またはお住まいの区の保険年金課で医療証の交付申請が必要です。